

○平成十二年通商産業省告示第八百七十六号 (改正 平成十七年 二月四日経済産業省告示第三六号)

租税特別措置法施行規則(昭和三十三年大蔵省令第十五号) 第五条の十二第三項第二号ロ、第六項第二号及び第七項並びに第二十条の六第三項第二号ロ、第六項第二号及び第七項に規定する経済産業大臣の行う証明に関する手続きを次のように定め、平成十三年一月六日から施行する。

なお、平成十二年通商産業省告示第五百十四号(租税特別措置法施行規則第五条の十二第三項第二号ロ、第六項第二号及び第七項並びに第二十条の六第三項第二号ロ、第六項第二号及び第七項に規定する通商産業大臣の行う証明に関する手続きを定める告示)は、平成十三年一月五日限り、廃止する。

(証明申請書の提出)

第一条 租税特別措置法施行規則(以下「規則」という。)第五条の十二第三項第一号又は第二十条の六第三項第一号に規定する指定公害防止用設備(以下「指定公害防止用設備」という。)につき、規則第五条の十二第四項第二号ロ(同条第五項において適用する場合を含む。次条において同じ。)又は第二十条の六第四項第二号ロ(同条第五項において適用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による経済産業大臣の証明を受けようとする者並びに規則第五条の十二第七項第二号若しくは第八項又は第二十条の六第六項第七号若しくは第八項の規定による経済産業大臣の証明を受けようとする者は、それぞれ様式第一又は第二による証明申請書二通に、それぞれ別表第一又は第二の各第一欄に掲げる当該申請に係る指定公害防止用設備の種類ごとにそれぞれ同表第二欄に定める書類を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。(提出先は、当該指定公害防止用設備を設置する工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局。)

(証明)

第二条 経済産業大臣は、前条の規定による証明申請書の提出があつた場合において、規則第五条の十二第三項第二号ロ又は第二十条の六第四項第二号ロの規定による証明申請にあつては、別表第一の第一欄に掲げる当該申請に係る指定公害防止用設備の種類ごとに、同表第三欄に定める処理後の数値及び同表第四欄に定める規制基準を、規則第五条の十二第七項第二号若しくは第八項又は第二十条の六第七項第二号若しくは第八項の規定による証明申請にあつては、別表第二の第一欄に掲げる当該申請に係る指定公害防止用設備の種類ごとに、同表第三欄に定める処理前の数値及び処理後の数値並びに同表第四欄に定める規制基準を勘案して、当該指定公害防止用設備が規則第五条の十二第三項第二号ロ、第五項、第六項第二号ロ及びハ若しくは第八項又は第二十条の六第三項第二号ロ、第五項、第六項第二号ロ及びハ若しくは第八項に定める要件に該当するものであると認めるときは、その証明を行うものとする。

(証明書の交付)

第三条 経済産業大臣は、前条の証明を行ったときは、当該証明に係る証明申請書一通にその旨を記入し、証明書として当該証明を受けた者に対し交付するものとする。

(証明の取消し)

第四条 経済産業大臣は、第二条の証明を受けた者が第一条の規定による申請に際して虚偽の申請を行ったときは、当該証明を取り消すことができる。

別表第一 (第一条、第二条関係)

指定公害防止用設備の種類	添付書類	処理後の数値	規制基準等
一 ばい煙処理装置又は窒素酸化物抑制装置	新設又は増設を行った指定公害防止用設備の設置に係る大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第六条第一項又は第八条第一項の規定に基づく届出に係る届出書(同法第二十七条第二項の規定により、電気事業法(昭和三十一年法律第七十号)若しくはガス事業法(昭和二十九年法律第五	新設又は増設を行った指定公害防止用設備による処理後の大気汚染防止法第二条第一項に規定するばい煙の濃度(ただし、いおう酸化物に関しては、処理後の	大気汚染防止法第三条第一項に規定する排出基準及び同法第四条第一項の規定に基づき都道府県の定める排出基準

	二 活性炭吸着式回収装置	三 汚水処理装置
十一号)の規定の適用を受ける者の申請又は鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第八条第一項の認可を受けた者の申請にあつては、電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の相当規定の定めるところにより経済産業大臣又は鉱山保安監督部長に提出すべきこれらの指定公害防止用設備の設置に係る申請書等)	新設又は増設を行った指定公害防止用設備の設置を証明する書類等	新設又は増設を行った指定公害防止用設備の設置に係る水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第五条若しくは第七条の規定に基づく届出に係る届出書、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項若しくは第八条第一項の規定に基づく許可に係る申請書(水質汚濁防止法第二十三条第二項の規定により、鉱山保安法、電気事業法又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)の適用を受ける者の申請にあつては、鉱山保安法、電気事業法又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の相当規定の定めるところにより経済産業大臣、鉱山保安監督部長又は国土交通大臣に提出すべきこれらの指定公害防止用設備の設置に係る申請書等)又は下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第十一条の三若しくは第十二条の四の規定に基づく届出に係る届出書(同法第二十五条の規定に基づく条例の相当規定の定めるところによる届出書等を含む。)
ばい煙量。)	新設又は増設を行った指定公害防止用設備による処理後の大気汚染防止法附則第九項に規定する指定物質の濃度	新設又は増設を行った指定公害防止用設備による処理後の水質汚濁防止法第三条第一項に規定する排出水の汚染状態並びに下水道法第二条第三号及び第四号に規定する公共下水道及び流域下水道に排除される下水の水質
大気汚染防止法附則第九項に規定する指定物質抑制基準	水質汚濁防止法第三条第一項に規定する排水基準及び同条第三項の規定に基づき都道府県の定める排水基準並びに下水道法第十二条の二第一項又は第十二条の十第一項第一号に規定する基準及び同法第十二条第一項、第十二条の二第三項又は第十二条の十第一項第二号の規定に基づき都道府県又は市町村の定める基準	

別表第二(第一条、第二条関係)

指定公害防止 用設備の種類	添付書類	処理前の数値及び 処理後の数値	規制基準等
一 ばい煙処理 装置又は窒素 酸化物抑制装 置	事業の用に供しなくなった指定 公害防止用設備及びこれに代えて 事業の用に供される指定公害防止 用設備の設置に係る大気汚染防止 法(昭和四十二年法律第九十七号) 第六条第一項又は第八条第一項の 規定に基づく届出に係る届出書 (同法第二十七条第二項の規定に より、電気事業法(昭和三十九年 法律第七十号)若しくはガス事 業法(昭和二十九年法律第五十一 号)の規定の適用を受ける者の申 請又は鉱山保安法(昭和二十四年 法律第七十号)第八条第一項の認 可を受けた者の申請にあつては、 電気事業法、ガス事業法又は鉱山 保安法の相当規定の定めるところ により経済産業大臣又は鉱山保安 監督部長に提出すべきこれらの指 定公害防止用設備の設置に係る申 請書等)	事業の用に供し なくなった指定公 害防止用設備及び これに代えて事業 の用に供される指 定公害防止用設備 によるそれぞれの 処理前及び処理後 の大気汚染防止法 第二条第一項に規 定するばい煙の濃 度(ただし、いお う酸化物に關して は、処理前及び処 理後のばい煙 量。)	大気汚染防止法 第三条第一項に規 定する排出基準及 び同法第四条第一 項の規定に基づき 都道府県の定める 排出基準
二 活性炭吸着 式回収装置	事業の用に供しなくなった指定 公害防止用設備及びこれに代えて 事業の用に供される指定公害防止 用設備の設置を証明する書類等	事業の用に供し なくなった指定公 害防止用設備及び これに代えて事業 の用に供される指 定公害防止用設備 による処理後の大気 汚染防止法附則第 九項に規定する指 定物質の濃度	大気汚染防止法 附則第九項に規定 する指定物質抑制 基準
三 汚水処理装 置	事業の用に供しなくなった指定 公害防止用設備及びこれに代えて 事業の用に供される指定公害防止 用設備の設置に係る水質汚濁防止 法(昭和四十五年法律第三十八 号)第五条若しくは第七条の規定 に基づく届出に係る届出書、瀬戸 内海環境保全特別措置法(昭和四 十八年法律第一百十号)第五条第一 項若しくは第八条第一項の規定に	事業の用に供し なくなった指定公 害防止用設備及び これに代えて事業 の用に供される指 定公害防止用設備 によるそれぞれの 処理前及び処理後 の水質汚濁防止法 第三条第一項に規	水質汚濁防止法 第三条第一項に規 定する排水基準及 び同法第三項の規 定に基づき都道府 県の定める排水基 準並びに下水道法 第十二条の二第一 項又は第十二条の 十第一項第一号に

基づく許可に係る申請書（水質汚濁防止法第二十三条第二項の規定により、鉱山保安法、電気事業法又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）の適用を受ける者の申請にあつては、鉱山保安法、電気事業法又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の相当規定の定めるところにより経済産業大臣、鉱山保安監督部長又は国土交通大臣に提出すべきこれらの指定公害防止用設備の設置に係る申請書等）又は下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十二条の三若しくは第十二条の四の規定に基づく届出に係る届出書（同法第二十五条の規定に基づく条例の相当規定の定めるところによる届出書等を含む。）	定する排水の汚染状態並びに下水道法第二条第三号及び第四号に規定する公共下水道及び流域下水道に排除される下水の水質	規定する基準及び同法第十二条第一項、第十二条の二第三項又は第十二条の十第一項第二号の規定に基づく都道府県又は市町村の定める基準